## 令和4年度

## 埼玉県LPガス保安推進セミナー

# 資 料

令和4年度「埼玉県LPガス保安推進セミナー」開催について

弊会では、LPガス事故防止及び取引の適正化の推進のため、化学保安課様のご指導を賜り保安推進セミナーを開催しております。

本年度も4ブロックの会場で開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症が終息していない状況であることから、会場での開催を見送りとし、オンラインを活用した開催といたします。

## 一般社団法人埼玉県LPガス協会

## 令和 4 年度

## 埼玉県LPガス保安推進セミナー

## 目次

- 1. 埼玉県内のLPガス事故事例と事故防止の取組 P 1 埼玉県危機管理防災部化学保安課
- 2. LPガス安心サポート推進運動及び料金の透明化等について P21
  - 一般社団法人埼玉県LPガス協会 法規技術委員会
- 3. 参考資料
  - ① 業務用施設及び集合住宅に係るマイコンBに対する警報器 連動の運用について(平成4年2月27日付) P34
  - ② 令和4年度 自主保安活動チェックシート集計結果 P37
  - ③「LPガス関係 被災状況報告」 P38

この報告書は、次のいずれかの場合にご提出ください。

- 1. 震度5強以上の地震が発生した場合に、被害の有無に係らず必ず報告
- 2. 上記以外の自然災害により、LPガスに関わる被害が判明した場合に報告 (地震、水害、台風、噴火等)

令和4年12月作成

令和4年度 埼玉県 L P ガス協会 保安推進セミナー

## 埼玉県内のLPガスの事故事例と 事故防止の取組

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課

## 説明内容

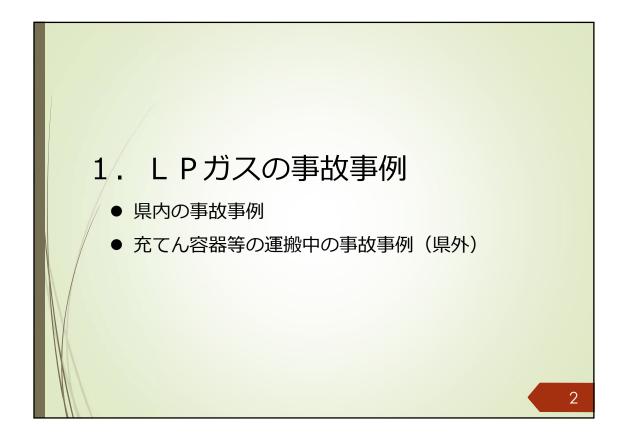
#### 【動画1】

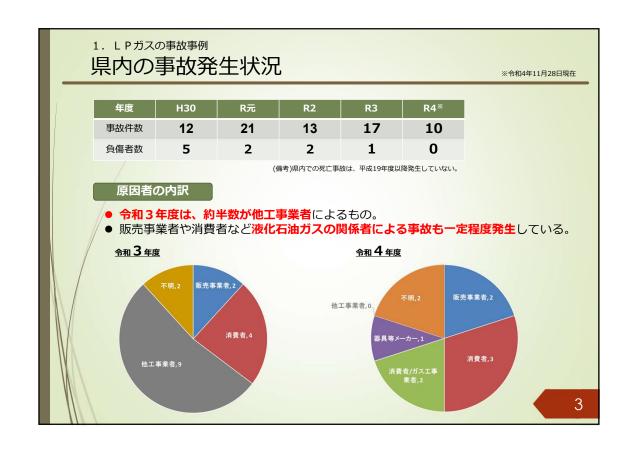
- 1. L Pガスの事故事例
  - 県内の事故事例
  - 充てん容器等の運搬中の事故事例(県外)
- 2. 令和4年度 液化石油ガス販売事業者等書類帳簿検査結果

#### 【動画2】

- 3. 埼玉県液化石油ガス販売事業者等保安対策・取引適正化方針
- 4. 充てん容器の流出防止措置
  - ・ 取るべき措置の内容
  - 浸水想定区域の確認方法
- 5. 県からのお知らせ
  - 埼玉県証紙廃止と電子申請の利用
  - さいたま市への液化石油ガス法事務移譲

.





#### 1. L P ガスの事故事例

### 県内事故事例①

#### 【事故概要】

発生場所:飲食店 発生時期:令和4年4月

事故種別:漏えい火災 原因者:液化石油ガス販売事業者

#### 【事故原因】

液化石油ガス販売事業者の社員が、ガスコックの交換作業時に、

容器の元弁を閉止せずに消費設備の金属フレキシブルホースを切断したことによりガス が漏えいし、別系統のゆで麺器の火に引火し、出火したもの。

#### 【事故防止の取組】

- ∮ ガス設備の工事等を行う際は、必ず容器の元弁を閉止する。
- 作業者は、普段慣れた作業でも毎回作業手順を確認する。
- 販売事業者は、作業手順書を作成し、作業者に対して定期的に教育するとともに、順 守状況を確認する。

4

#### 1. L Pガスの事故事例

## 県内事故事例②

【事故概要】

(令和4年9月にも同様の事故発生)

発生場所:飲食店 発生時期:令和4年7月

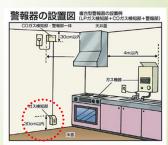
事故種別:漏えい爆発 原因者 : ガス設備工事業者・消費者

#### 【事故原因】

- 飲食店の厨房で設備工事業者が L P ガス機器の取外し工事を行った際、 ガス配管の末端に栓を取り付けていなかった。
- その後、飲食店従業員がガス栓を開け、他のガス機器で調理を始めたところ、 厨房に漏えいしたガスに着火し、爆発が発生した。
- ◆ なお、次の状況により、ガス漏れに気付くことができなかった。
  - ガス漏れ警報器の設置義務対象であったが、事故当時、 店主がガス漏れ警報器を取り外していた。(順元手乗者報告による) 飲食店従業員が、調理中に一時厨房を離れていた。

#### 【事故防止の取組】

- 消費設備に接続されていない配管の未端には、 閉止栓を設置。
- ガス設備の工事後は、
  系統全体に問題がないか確認。
- 施工後に消費者の立ち合い確認を実施。
- ガス漏れ警報器の設置義務対象消費者に対する設置状況の確認。



#### 1. L P ガスの事故事例

## 県内事故事例③

【事故概要】

発生場所:消費者住宅発生時期:令和4年6月事故種別:漏えい原因者:販売事業者

#### 【事故原因】

- 一般家庭に設置されていた充てん容器の安全弁からガスが漏えいしたもの。
- 容器は20kg容器4本立て(供給中2本、予備2本)でツインホースにより連結されて 設置されており、漏えいがあったのは予備容器。
- 液体の L Pガス3.5kgが供給中容器から予備容器へ移動し、事故直前の予備容器内のガス量は23.5kgであったと、事故後の各容器の残ガス量から推定される。
- ◆ 20kg容器の内容積は48L弱であり、23.5kgのLPガスは常温で約47Lを占めることから、この時点で予備容器はほぼ液封に近い状態であったと考えられる。
- **事故当日の気温は38℃**で、元々液封に近い状態であった予備容器内のLPガスが 熱膨張\*したことで完全な液封状態となり、容器内圧力の異常上昇によりガスが 噴出した可能性が高い。 \*20℃→40℃で約1.1倍の膨張

#### 【事故防止の取組】

- 容器間の液移動の防止。
  - (例) ツインホースではなく、ヘッダーを介して独立した高圧ホースを使用。
- 充てん容器等を常に温度40度以下に保つ(供給設備の技術上の基準 第18条第1号八)。 (例) 容器を日陰に設置。

6

#### 1. L P ガスの事故事例

## 県内事故事例④

【事故概要】

発生場所:消費者住宅 発生時期:令和4年5月 事故種別:漏えい爆発 原因者:消費者

#### 【事故原因】

消費者が、**バランス式風呂釜の着火操作を繰り返した**ことにより機器内で L Pガスが滞留し、着火時に爆発が発生したもの。

#### 【事故防止の取組】

バランス式風呂釜を使用する消費者に対して、

#### 丁寧に周知する。

- 点火確認窓をきれいに保つ。
- 点火時には、着火確認を必ず行う。
- 着火しない場合、生ガスが排出されるまで 再点火しない。
- 点火不良が続く場合は専門業者に点検を 依頼する。



#### 1. L P ガスの事故事例

## 県内事故事例⑤

【事故概要】

発生場所:消費者住宅発生時期:令和4年7月事故種別:漏えい原因者 :消費者

#### 【事故原因】

居住者が<mark>敷地内で機械による掘削作業</mark>をしていたところ、LPガスの埋設配管に機械が 当たり配管が損傷し、ガスが漏えいしたもの。

#### 【事故防止の取組】

- 配管の埋設箇所の表示。
- ∮ 埋設配管に関する消費者への周知を徹底。
  - 埋設配管周辺での掘削作業時はあらかじめ配管位置を確認する。
  - 必要に応じて販売事業者に事前相談する。
- 他工事業者による埋設配管事故防止も 併せて啓発。



出典:埼玉県 L Pガス協会作成「埋設配管事故防止チラシ」

8

#### 1. L Pガスの事故事例

## 県内事故事例⑥

【事故概要】

発生場所:消費者住宅(アパート) 発生時期:令和4年11月

事故種別:漏えい 原因者 :消費者

#### 【事故原因】

アパート屋外のコンクリート製通路の内部(隠ぺい部)に設置されていた L Pガス配管が腐食し、ガスが漏えいしたもの。

漏えい箇所のコンクリートに亀裂が入っていたことから、水の侵入により腐食が 進行したものと推定される。

#### 【事故防止の取組】

- LPガス配管の設置時には、周辺環境の影響による<mark>腐食等の可能性を 十分に考慮して設置場所を選定</mark>。
- 定期供給設備点検・定期消費設備調査時に、配管の状況や腐食等の原因の有無を確認。

#### 【県外類似事例】

#### H30年度 鹿児島県内

長年の洗濯機の振動により L Pガス配管が劣化していたことで、

わずかな配管への接触で配管が折損し、ガスが漏えい。

(出典:九州産業保安監督部HP。https://www.safety-kyushu.meti.go.jp/lpgas/jiko/jiko\_sokuho\_H30.htm)

#### 1. L Pガスの事故事例

## 充てん容器等の運搬中の事故事例(県外)

#### 【事故概要】

発生日時:令和4年9月28日 午前5時40分頃

発生場所:伊勢湾岸自動車道 豊田ジャンクション付近

事故種別:漏えい火災

原因者 : 高圧ガス運搬事業者 死傷者 : 1名死亡、2名が軽い火傷

#### 【事故状況】

● 液化石油ガスの充てん容器等115本\*を 運搬中の大型トラックが荷崩れを起こし、 容器が道路上に散乱したことにより、 漏えい火災が発生したもの。

※内訳 充てん容器55本(50kg)真空容器60本(10~50kg)

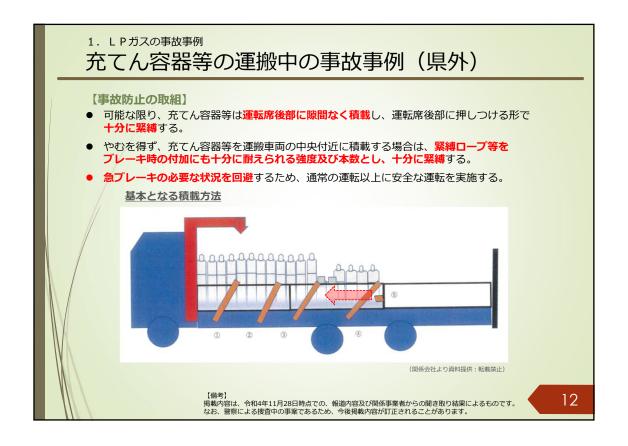
● 事故当時、ジャンクション付近は渋滞しており、当該車両の運転手は渋滞に気づくのが遅れ、急ブレーキをかけた。

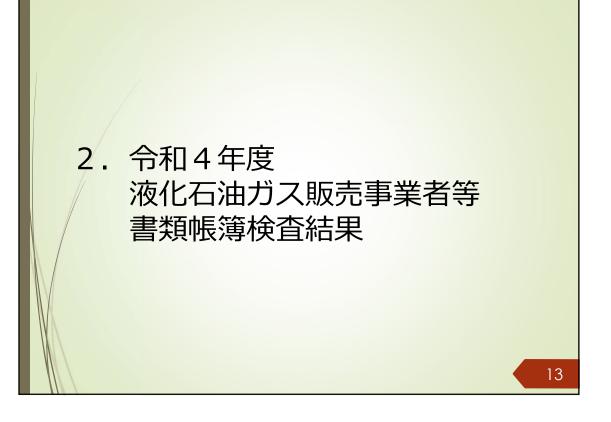


(関係会社より資料提供:転載禁止)

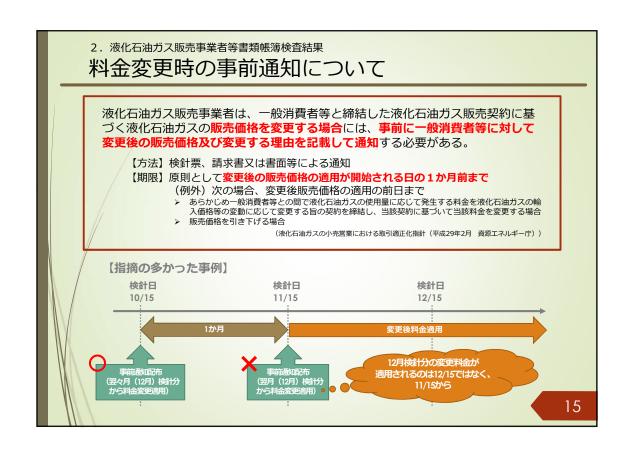
【備考】 掲載内容は、令和4年11月28日時点での、報道内容及び関係事業者からの聞き取り結果によるものです。 なお、警察による捜査中の事案であるため、今後掲載内容が訂正されることがあります。 10

#### 1. L P ガスの事故事例 充てん容器等の運搬中の事故事例(県外) 【考えられる事故原因】 事故時の積載状況 事故当時、容器を荷台の中央付近に積載 ① 側面よりの荷積み後の様子 (事故車両) しており、運転席後部に空間があった。 充てん容器等 少ない この場合、社内規定ではブレーキ時の付 車両のストップ&ゴーで 荷物が前後に動く 加に耐えられるよう容器の緊縛用ロープ 等を増やすこととしていたが、<mark>緊縛ロー</mark> スペースがある プ等の本数が社内規定より少なかった。 荷物を前方より詰めて積ん 勢いよく全ての荷重がかかる 急ブレーキにより、積み荷の容器に 大きな負荷がかかった。 ② 上方よりの荷積み後の様子及び荷崩れの様子 ラッシングベルトが切れ、容器が散乱 容器の重みで荷台のアオリが展開 ラッシングベルトが切れ、アオリが開く (関係会社より資料提供:転載禁止) 11 1間で31 掲載内容は、令和4年11月28日時点での、報道内容及び関係事業者からの聞き取り結果によるものです。 なお、警察による捜査中の事案であるため、今後掲載内容が訂正されることがあります。





#### 2. 液化石油ガス販売事業者等書類帳簿検査結果 基準不適合の多かった事項 令和4年10月末現在 【令和4年度 検査実施件数】 検査対象販売所:196件 改善報告対象 : 135件(約69%) 口頭指導のみ:54件(約28%) 【改善報告を要する事項】 販売所等変更届出漏れ(保安業務委託先の変更等) 46件 料金変更時の事前通知の遅れ 2 7 件 請求書への料金算定根拠の記載漏れ 23件 基準不適合供給設備の未改善※ 21件 ※ 火気2m制限、メーター期限切れ、ヒューズガス栓未設置等 【口頭指導のみの事項】 ガス放出防止型高圧ホースの未設置 113件 調整器の期限切れ 105件 ガス漏れ警報器の期限切れ 88件 埋設白ガス管等の交換促進 65件 業務主任者代理者再講習の期限内受講※ 5 7 件 ※ 法定義務はなく、県からのお願いです。 14



3. 埼玉県液化石油ガス販売事業者等 保安対策・取引適正化方針

16

3. 埼玉県液化石油ガス販売事業者等保安対策・取引適正化方針 方針の策定について (令和3年度策定)

- 一般消費者等がより安全にかつ安心して液化石油ガスを使用できるよう、 販売事業者や保安機関が行う保安対策及び液化石油ガスの取引の適正化 について、取り組むべき方針をまとめました。
- 自身の保安対策を進めるとともに、消費者の保安意識の向上を図り、事故防止に取り組んでいただきますようお願いします。

#### 【策定の経緯】

令和3年4月1日 経済産業省が「液化石油ガス高度化計画2030」を策定

(これまで毎年度策定してきた「保安対策指針」に代わるもの)

令和3年6月9日 県が「埼玉県液化石油ガス販売事業者等保安対策・取引適正化方針」

を策定 (これまで毎年度策定してきた「保安対策重点方針」に代わるもの)

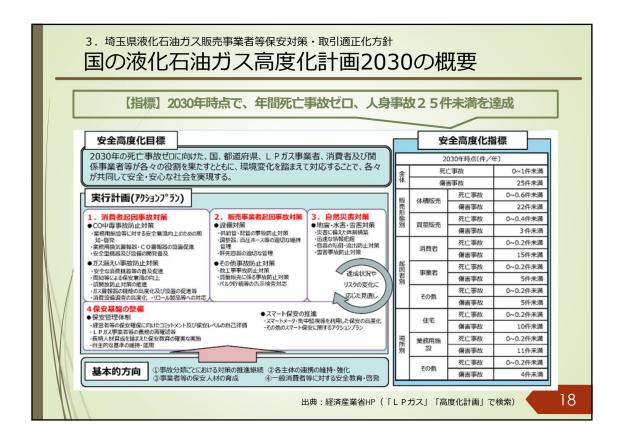
#### 【目標年度(対象期間)】

(国) 高度化計画 2030年度

5年目に中間評価を行い、状況に応じて計画の見直し修正

(県) 保安対策・取引適正化方針 2021~2025年度

備考:適正化方針は県HPに掲載しています(「埼玉県 LPガス 適正化方針」で検索)



3. 埼玉県液化石油ガス販売事業者等保安対策・取引適正化方針

## 県の方針の概要(1)

法令上の義務はないものの、一般消費者等がより安全にかつ安心して LPガスを使用するために重要な対策も含まれています。

- 1 一般消費者等に起因する事故の防止対策
- (1) 一酸化炭素 (CO) 中毒事故の防止対策を推進する。
  - ア 管理者に対する安全意識向上のための周知・啓発
  - イ業務用換気警報器・CO警報器の設置促進
  - ウ 安全型機器及び設備の普及
- (2) ガスの漏えいによる爆発または火災事故を防止する。
  - ア 安全な消費機器等の普及促進 イ 周知等による保安意識の向上
  - ウ 誤開放防止対策の推進 エ ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等
  - オ 消費設備調査の高度化 カ リコール対象製品等への対応
- 2 販売事業者等に起因する事故の防止対策
- (1) 設備対策
  - ア 供給管・配管の事故防止対策
  - イ 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理
  - ウ 軒先容器の適切な管理
- (2) その他事故防止対策
  - ア 他工事業者による事故防止対策
  - イ 質量販売に係る事故防止対策
  - ウ バルク貯槽等の告示検査対応

3. 埼玉県液化石油ガス販売事業者等保安対策・取引適正化方針

## 県の方針の概要(2)

- 3 自然災害時の保安対策
- (1)災害に備えた体制構築
- (2) 迅速な情報把握(配送事業者や保安機関等での消費者保安情報の二元管理の検討)
- (3) 容器の転倒・流出防止対策
  - ア 新設又は取り替え時等におけるガス放出防止型高圧ホース等の設置 イ 鎖又はベルトが容易に外れにくい取付け金具の設置

  - ウ 鎖又はベルト等の二重掛けの推進 エ ベルト等の緩み防止の徹底
  - オ 容器プロテクター掛けの徹底
- (4) 一般消費者等への災害発生時の対応の周知
  - ア 自分の身を守り、安全を確保する。
  - イ 器具栓・元栓を閉止し、その他の火気を始末する。
  - ウメーターガス栓及び容器バルブを閉止する。
- 4 保安基盤の整備
- (1) 保安管理体制

  - ア 経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価 イ 保安業務の確実な実施 ウ 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施
- (2) スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化
- 5 料金透明化の取組の推進
- (1)標準的な料金メニューの公表
- (2) 法第14条の規定に基づく書面の交付
- (3)請求時における料金算定根拠の明示
- (4) 料金を変更する際の一般消費者等に対する事前通知

20

## 4. 充てん容器の流出防止措置

- 取るべき措置の内容
- 浸水想定区域の確認方法

#### 4. 充てん容器の流出防止措置

## 液石法施行規則及び例示基準の改正内容

洪水等浸水のおそれのある地域において、 充てん容器等の流出防止措置を講ずることが義務付けられました。

対象 洪水浸水想定区域 (想定最大規模) 等において、1m以上の浸水が 想定されている地域

#### 講ずるべき措置の内容(次のいずれか)

#### (1) 軒先設置の場合

ア 充てん量20kgを超える容器について

#### ベルト又は鉄鎖の二重掛け※

- ※ 1本目を容器の容器底部から3/4程度の位置に、 2本目を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定。
- イ 充てん量20kg以下の容器について

容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、

#### ゆるみなく容器を固定 (2) 容器収納庫での保管

施行日 令和3年12月1日

施行日以降に新設の設備:猶予期間なし

施行日時点で既設の設備:猶予期間 令和6年6月1日まで

備考 消費者ごとに流出防止措置の対象有無、実施状況を整理しておくようお願いします。 書類帳簿検査や立入検査等での確認を予定しています。

22

#### 4. 充てん容器の流出防止措置

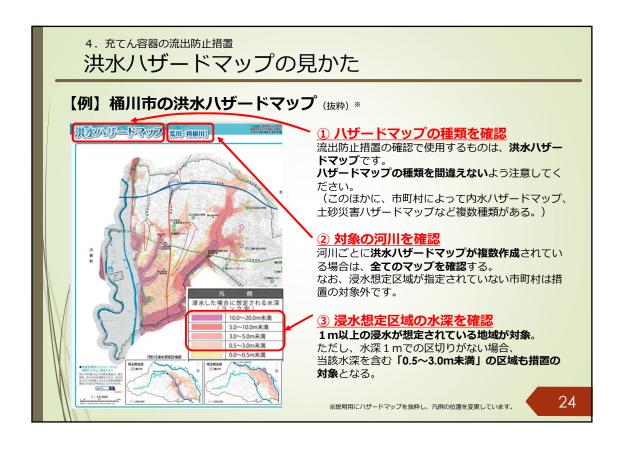
## 浸水想定区域の確認方法

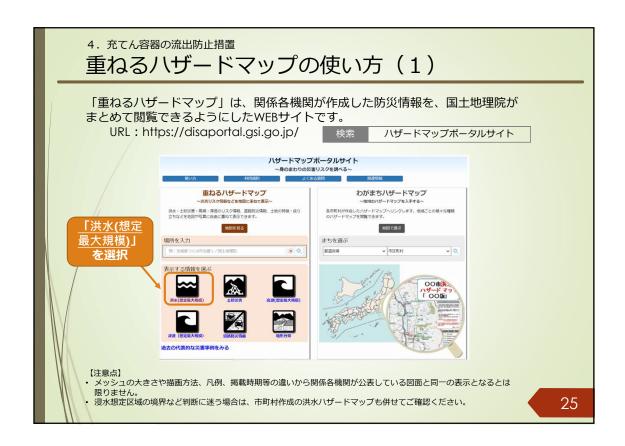
#### ①洪水八ザードマップ(WEB、紙面)

- 各市町村が、国土交通省、埼玉県及び各市町村の設定した 浸水想定区域を地図に重ね合わせたもの。
- 各市町村のWEBサイトで閲覧可能のほか、紙面を配布している場合も あり。
- 一つの市町村で、「利根川」と「荒川」など河川ごとに複数の洪水八 ザードマップを作成している場合もあるので、確認漏れのないよう注意。

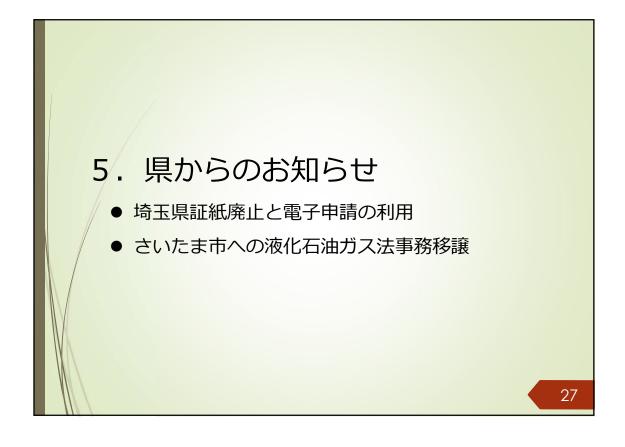
#### ②重ねるハザードマップ(WEB)

- 国土地理院が作成したWEBサイトで、各市町村により作成された 洪水八ザードマップをWEB上で重ねて表示可能。
- 全ての河川の浸水想定区域が重ねられるので、河川ごとに複数の洪水八 ザードマップが作成されている市町村でも、一度で確認可能。
- 住所入力による地点検索が可能。









#### 5. 県からのお知らせ

### 埼玉県証紙廃止について

(令和4年12月1日時点)

- ◆ 令和5年度での埼玉県証紙の廃止が検討されています。
- 今後、電子申請・届出サービスでの手続きを順次整備し、整備が整いし だい、周知します。

#### 【証紙廃止に向けたスケジュール (県議会上程案) 】

令和 5年12月末日まで 証紙の販売 証紙の使用期限 令和 6年3月末日まで

未使用証紙の還付 令和10年12月末日まで

【証紙廃止後の申請方法 (案)】

電子申請できる場合 ⇒ 電子申請+ペイジー又はクレジットカードでの支払い

電子申請できない場合 ⇒ 窓口申請 + クレジットカード等での支払い

【電子申請・届出サービスの利用促進について】

- 電子申請・届出サービスは、申請・届出時に来庁や郵送が不要で便利です。
- 現在、液化石油ガス関係では、全ての届出及び手数料が不要な申請について 既に電子申請を整備済みで、利用可能です。ぜひ御利用ください。
- 手数料が必要な申請については未整備で、今後、順次整備予定です。

【備考】埼玉県証紙の廃止案はこの動画作成時点で県議会の議決を受けていないため、 案として記載したものは議決されたものと異なることがあります。

28

#### 5. 県からのお知らせ

## 電子申請・届出サービスの利用方法(1)

- 全ての届出
- 手数料が不要な申請

事前準備 申請・届出のPDFファイルを準備

電子申請・届出サービスでは、申請(届出)書をPDFファイルでアップロードするので予め御準備ください。

#### **手順① 電子申請・届出サービスにアクセス**

「液化石油ガス法関係様式一覧」※ページで、対象の手続き欄の「電子申請」をクリック。

表示例 (HP抜粋)

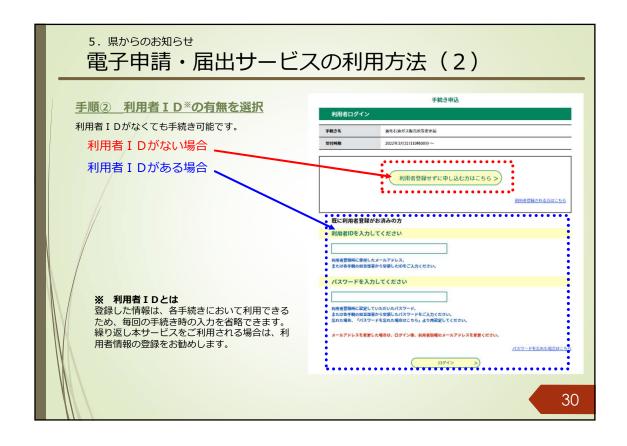


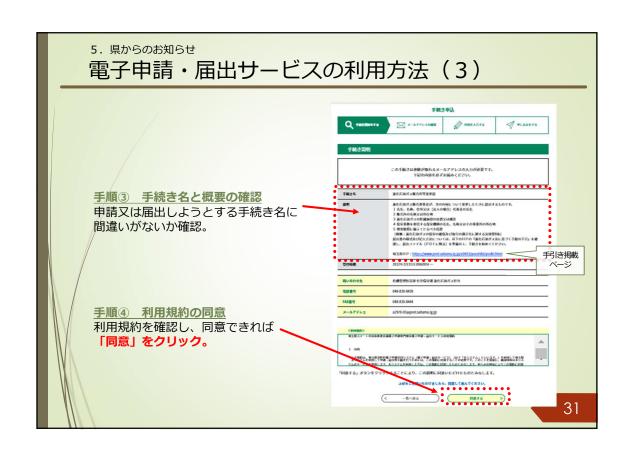
「液化石油ガス注関係接式・覧」ページの検索キーワード:「埼玉県 液化石油ガス 様式」「埼玉県電子申請・届出サービス」のページから、手続き名で検索することもできます。

29

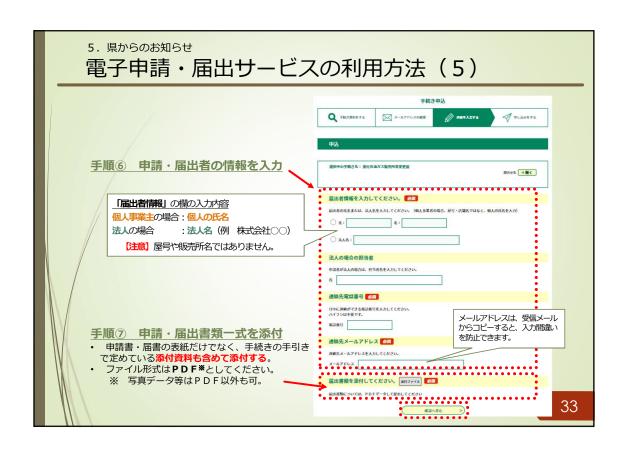
対象の手続きを

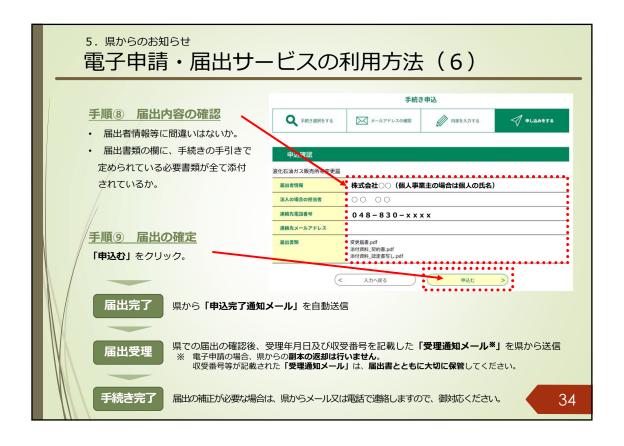
クリック

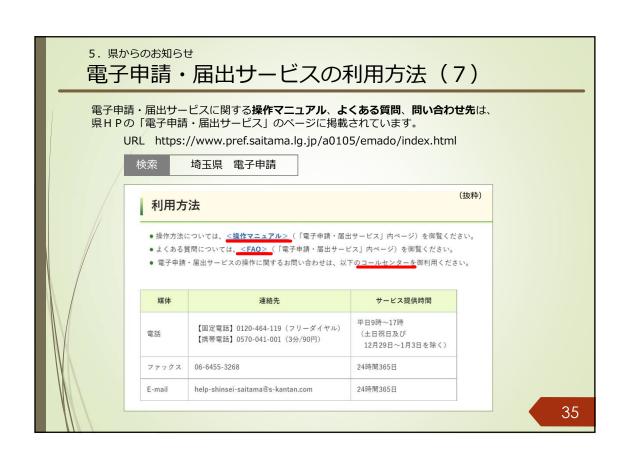












#### 5. 県からのお知らせ

## さいたま市への液化石油ガス法の事務移譲(1)

#### 令和5年4月1日から、液化石油ガス法に基づく事務の一部が 県からさいたま市へ移譲されます。※

#### 【移譲対象の主な事務】

(1) 新たに移譲される事務

液化石油ガス販売事業者、保安機関、貯蔵設備等(特定供給設備を含む)

(2) 県条例で既に事務移譲済みの事務 (既に移譲済みのため、対象事業者等への影響はありません) 充てん設備、液化石油ガス設備工事

【対象事業者】 対象事業者には、令和4年8月31日付で県化学保安課から通知を郵送済みです。

区 分 移譲対象の要件
液化石油ガス販売事業者 さいたま市内にのみ液化石油ガス販売所を有する場合

保安機関 さいたま市内の液化石油ガス販売所のみに係る保安業務を行う場合
(受託により行うものを含む)

#### 【施行日】 令和5年4月1日

※ 令和4年5月20日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第12次地方分権一括法)が公布され、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律が改正されました。

36

#### 5. 県からのお知らせ

## さいたま市への液化石油ガス法の事務移譲(2)

#### 【事務移譲対象事業者・事業所の申請又は届出の取り扱い】

#### 令和5年3月31日まで

- これまでどおり申請等の窓口は埼玉県です。
- 県に申請等をされたものは、4月1日以降、さいたま市に申請等をされたものと みなされます。(さいたま市への再度の申請等は不要)
- ◆ ただし、令和5年3月中旬以降の申請等については、恐れ入りますが、 事前に県化学保安課に御相談ください。

#### 令和5年4月1日以降

- 申請等の窓口は全てさいたま市※になります。
  - ※ さいたま市での申請手数料の納付方法は現金です。詳しくはさいたま市にお問い合わせください。
- 3月31日までに行われた申請等の文書及び事業者等の情報は、 県からさいたま市に全て引き継がれます。

#### 《さいたま市の申請等窓口》

さいたま市 消防局 予防部 査察指導課 火薬・高圧ガス保安係 〒330-0061 さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号

電話番号 : 048-833-7487

電子メール: shobo-sasatsu-shido@city.saitama.lg.jp



令和4年度 埼玉県LPガス保安推進セミナー 資料

## 「LPガス安心サポート推進運動」及び 「料金の透明化」等について

I:LPガス安心サポート推進運動について

Ⅱ:LPガス安全教室について

Ⅲ:料金の透明化について

Ⅳ: その他



一般社団法人 埼玉県LPガス協会

#### I:LPガス安心サポート推進運動について

I-1 「LPガス安心サポート推進運動」の概要について(全国運動)

1. 全国目標 : 死亡事故 O ~ 1件 未満/年

人身事故 O ~ 25件 未満/年

2. 実施期間 : 2021年度(令和3年度) ~ 2025年度(令和7年度)の5年間

3. 【重点取組事項】

(1) 「業務用施設ガス警報器連動遮断の推進」

(2) 「業務用換気警報器の設置促進」

(3)「軒先容器の流出防止対策の徹底」

4. その他取組事項 : 地域性を踏まえた自主保安運動を展開



【液化石油ガス安全高度化計画2030】の実施に合わせ、全国LPガス協会の自主保安運動においても新たに「LPガス安心サポート推進運動」を展開し、実行計画(アクションプラン)と一致した運動を実施いたします。

【液化石油ガス安全高度化計画2030】の詳細(経済産業省ホームページ掲載アドレス)

https://www.meti.go.jp/policy/safety\_security

/industrial\_safety/sangyo/lpgas/anzen\_torikumi/koudoka\_keikaku.html

#### I-2「LPガス安心サポート推進運動」【重点取組事項】について

#### 【重点取組事項】 <u>(1) 業務用施設ガス警報器連動遮断の推進</u>

・業務用施設のSB(EB)メータ設置先におけるガス警報器連動遮断の状況(令和4年3月末現在)

		全 国	埼玉県
A.業務用施設のうち、SB(EB)メータ設置戸数		383,203戸	14,282戸
B. 連動が不要な戸数 (屋内に燃焼器等が無い)		60,737戸	2,911戸
C. 連動が必要な戸数(屋内に燃焼器等が有る)	(A-B)	322,466戸	11,371戸
D. 連動済み戸数 (連動率)	(D/C)	228,149戸 (70.8%)	7,888戸 (69.4%)
E. 連動していない戸数 (未連動率)	(C-D) (E/C)	94,317戸 ( <mark>29.2%</mark> )	3,483戸 ( <mark>30.6%</mark> )

令和3年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書(全国LPガス協会)より



全国及び埼玉県ともに「C.連動が必要な施設」のうち、<u>約3割の施設で</u> 「E.連動していない」ことになります。

※ マイコンBに対する警報器連動について、参考資料をご参照ください。

#### 【重点取組事項】(2)業務用換気警報器の設置促進

・業務用厨房施設に対するCO中毒事故防止対策状況(令和4年3月末現在)

		全 国	埼玉県
Α.	業務用厨房施設 ※1	386,022戸	14,925戸
В.	設置不要(屋外)	32,507戸	1,475戸
C.	<b>設置対象施設</b> (A-B)	353,515戸	13,450戸
	D. 業務用換気警報器(CO警報器含む)の設置済み施設 (設置率) (D/C)	195,366戸 (55.3%)	7,679戸 ( <u>57.0%</u> )

令和3年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書(全国LPガス協会)より

- ※1 ここでいう業務用厨房施設とは、業務用施設であって、以下の「事故報告及び事故届に係る特定 消費設備の業務用機種」を設置している施設です。
  - ・業務用こんろ、業務用オーブン、業務用レンジ、業務用フライヤー、業務用炊飯器、業務用グリドル、業務 用酒かん器、業務用おでん鍋、業務用蒸し器、業務用焼物器、業務用食器消毒保管庫、業務用煮沸消毒器、 業務用湯せん器、業務用めんゆで器、業務用煮炊釜、業務用中華レンジ、業務用食器洗浄機、業務用その他

「D.業務用換気警報器の設置済み施設」(設置率)は、令和2年度まで全国よりも 埼玉県が下回っていましたが、令和3年度は全国55.3%、埼玉県57.0%と なり、全国よりも埼玉県の設置率が上回る結果となりました。



#### 【重点取組事項】(3) 軒先容器の流出防止対策の徹底

近年の大雨による水害等の多発化・激甚化、及びそれに伴う 容器流出の発生を踏まえ、お客様先に設置されている充てん容器等に対して、流出防止措置を講ずることが液石法規則に規定 されました。

- ◆ 令和3年12月1日から施行。
  - ・施行の際現に設置されている設備については、令和6年 6月1日までは、なお従前によることができる。
- ◆ 2 0 kg以下の容器
  - ベルト・鎖等をプロテクターに通す。
  - 2 Okgを超える容器 (30kg、50kg容器等)
  - ・ベルト・鎖等の二重掛けを行うことなどの措置を行う。
- ◆ 流出防止措置を講ずる対象地域
  - ・洪水浸水想定区域(想定最大規模)等において 1m以上の浸水が想定されている地域。

洪水浸水想定区域は、国土交通省等によるハザードマップを ご参照ください。https://disaportal.gsi.go.jp/



詳細は、埼玉県LPガス協会HP「事業者向け②」をご参照ください。http://saitamalpg.or.jp

- ・液石法施行規則及び機能性基準の運用についての一部改正について(浸水予想区域における容器鎖2本掛け等)(2021-06-22)
- ・LPガス容器流出防止措置に対する「Q&A」について(2021-11-26)
- ・LPガス容器流出防止措置「消費者向け周知チラシ」について(2021-11-15)

#### ・充てん容器等の流出防止について(概要) 浸水のおそれのある地域においては、 改正 省令 充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること 浸水のおそれのある地域は、洪水浸水想定区域(想定最大規模)等において、1 m以上の浸水が想定されている地域 場所 とする。 固定全具について ・ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。 ベルト又は鉄鎖について 1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程 度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテク 充てん量20kgを超え (i)軒先 ターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本 について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け ることができる。 流出 る容器 防止 の設置 措置 当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、 充てん量20kg以下の ゆるみなく容器を固定すること。 ただし、積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であって冬の期間等にあってはこ の限りでない。 (ii) 容器収納庫への保管

注:詳細は、改正省令、機能性基準の運用について(例示基準第9節)を参照のこと。

#### I-3「LPガス安心サポート推進運動」その他取組事項について

#### その他取組事項(これまで行ってきた具体的事項)

- ① 自主保安活動チェックシートを活用した 自己診断の推進
- ② 業務用施設の事故防止対策の推進 (СО中毒事故防止等)
- ③ 住宅における不完全燃焼防止装置の 付いていないお客様への交換促進 及び特別な注意喚起
- ④ ガス栓カバーの設置促進
- ⑤ 他工事による事故防止
- ⑥ ガス放出防止型高圧ホースの設置促進
- ⑦ 災害時の連絡体制及び支援体制の整備



#### 具体的事項① 自主保安活動チェックシートを活用した自己診断の推進

全ての販売事業所において、令和4年度「液化石油ガス消費者保安功績者 表彰」の評価項目による自己診断を行っていただきました。

- ※自社の自己診断結果を埼玉県や全国の平均と比べて分析するなど、自社の 自主保安活動の向上にお役立て下さい。
- 1. 平均総合計:全国68.6点、埼玉県70.2点
- 2. 全国より埼玉県の平均点が下回った主な項目
  - ⇒ ガス警報器の設置率
  - ↓ 調整器、高低圧ホースの定期交換
  - ↓ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置



3.全国より埼玉県の平均点が上回った主な項目

- ↑ ガス栓カバー等
- ↑ 他工事業者による事故防止対策
- ↑ 消費者への保安啓発活動
- ↑ ガス放出防止型高圧ホース等の設置

これまで、埼玉県独自に行ってきた保安活動やLPガス安全教室の対策項 目など、皆様に積極的に行っていただいている対策項目が、全国よりも高い 平均点となっています。

◆全項目の集計結果は、参考資料をご参照ください。





具体的事項② 業務用施設の事故防止対策の推進(CO中毒事故防止等) 具体的事項③ 住宅における不完全燃焼防止装置の付いていないお客様への 交換促進及び特別な注意喚起

ご家庭用・業務用のお客様向け"周知パンフレット等"のいろいろ

・経済産業省、LPガス安全委員会のホームページからダウンロードしてご利用ください。





◆ 外国語版もあります。(12カ国語)

#### (参考) 不完全燃焼防止装置の付いていない湯沸器・風呂釜等の未交換数

	全 国					
		平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和3年3月末
	開放式	515	4 4 8	303	3 2 1	11,550
湯沸器	CF式	3 3 1	276	236	180	2,015
(不燃防 無し)	FE式	274	202	175	118	15,346
= 7	小計	1,120	926	714	619	28,911
風呂釜	CF式	1,395	1,322	1028	782	12,720
(不燃防	FE式	9 5	3 9	36	3 2	815
無し)	小計	1,490	1,361	1064	814	13,535
排気筒(	不具合)	312	338	139	8 4	2,154
合	計	2,922	2,625	1917	1,517	44,600
(全国	引比)	(4.3%)	(4.1%)	(3.9%)	(3.4%)	

令和3年度 燃焼器具交換・安全器具普及状況調査報告書(全国LPガス協会)より

- ・令和4年3月末現在の未交換数は全国で44,600台、埼玉県は1,517台で全国比3.4%となります。全国比が年々減少していることから、埼玉県は全国よりも交換が進んでいることになります。
- ・平成24年3月末の埼玉県での未交換数は9,907台でしたが、令和4年3月末には1,517台にまで減少いたしました。引き続き、速やかな器具の交換にご協力をお願いいたします。

#### 具体的事項④ ガス栓カバーの設置促進

「ガス栓カバーの設置促進」やお客様への周知徹底などにより、令和元年度以降、 埼玉県における「ガス栓の誤開放」が原因の事故は"ゼロ"件です。

引き続き、事故防止に皆様方のご協力をお願いいたします。

#### 具体的事項⑤ 他工事による事故防止

・「周知パンフレット」、「ガス管用明示杭、防護シート等」の活用

他工事による事故防止は、お客様への周知が有効です。 から周知パンフレットをダウンロードしてご利用ください。

(経済産業省作成のお客様向・工事業者向チラシ)

(ガス管用明示杭、防護シート等)







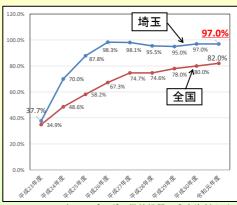
#### 具体的事項⑥ ガス放出防止型高圧ホース等の設置促進

(1) 埼玉県における「ガス放出防止型高圧ホース」等の設置率(%)



埼玉県LPガス安全安心向上運動報告書等より

(2)「ガス放出防止型高圧ホース」の 出荷割合(%)



日本エルピーガス供給機器工業会資料より

「ガス放出防止型高圧ホース」のスタンダード化 集合用高圧ホース(気相用)は令和3年4月製造分より、 連結用高圧ホース(気相用)は令和3年10月製造分より ガス放出防止型に一本化となりました。

#### 具体的事項⑦ 災害時の連絡体制及び支援体制の整備

「LPガス被災状況報告書」の報告基準 【 <u>LPガス販売事業者 ⇒ 埼玉県LPガス協会</u> 】

次のいずれかの場合に報告をお願いいたします。

- 1. 自然災害(地震、水害、台風、噴火等)による、 LPガスに関する被害が判明した場合
  - 【 ⇒ 被害が発生すれば、災害規模によらず報告】
- 2. 震度5強以上の地震が発生した場合
  - 【 ⇒ ※ 被害の有無に係らず、報告 】



※ 特に、<u>震度5以上の地震が発生した場合、被害が無い事業所も</u> 「被害が無いことを報告」してください。

被害の無い事業所を把握することで、被害を受けて連絡することができなくなっている事業所を、少しでも早く確認することができます。

また、被害の無い事業所に対して、応援の要請を速やかに行うことができます。 ご協力をお願いいたします。

◆「LPガス被災状況報告書」は、参考資料をご参照ください。



#### I-4 埼玉県LPガス安心サポート推進運動「事故ゼロ支部」特別表彰

埼玉県LPガス安心サポート推進運動では、販売事業者の保安 意識向上のため、令和3年度において「事故ゼロ」を達成された 支部を表彰いたしました。

 南
 支部、
 熊
 谷
 支部、
 深
 谷
 支部、

 本
 庄
 支部、
 鴻
 巣
 支部、
 東松山
 支部、

 秩
 父
 支部、
 北
 埼
 支部、
 行
 田
 支部、

 加
 須
 支部、
 川
 越
 支部、
 坂
 戸
 支部、

 朝
 賣
 支部
 (計13支部)



コバトン

- ・事故ゼロ支部とは、支部の管轄地域に係らず、支部会員事業所の供給する お客様にLPガス事故の発生がなかった支部です。
- ・ 下線の支部は、平成24年度から令和3年度までの10年間、事故ゼロを 達成された支部です。

#### Ⅱ:LPガス安全教室について

#### Ⅱ一1 埼玉県のLPガス事故発生状況

埼玉県では令和2年度に13件のLPガス事故が発生し、うち、5件が『他工事業者等による配管損傷』で、事故原因の1位となっている。(全体の38.5%) 全国でも、令和2年(暦年集計)に192件のLPガス事故が発生し、うち、52件が『他工事業者等による配管損傷』となっている。(全体の27.1%)

『他工事業者等による配管損傷』の防止対策が急務となっています。

#### Ⅱ-2 「LPガス安全教室」セカンドステージについて

ブロック毎に、<u>『他工事業者等による配管損傷事故防止対策』</u>をテーマとした「LPガス安全教室」を開催します。 ※ 配管とは「供給管、配管」を指します。

実施期間は、令和3年度~令和6年度までの4年間

【令和3年度】

【令和4年度・5年度】

【令和6年度】

- ・ 事故内容の把握・分析
- 支部で意見交換・報告
- ・対策等を討議
- 対策等の実行

・成果を検証

5

#### ・埼玉県LPガス協会作成のパンフレットもご活用ください。

皆様から頂いたご意見を参考に、 文字を大きくイラストを多用して 作成しています。



穴を掘るときはお宝が埋まって

12 7

## 埼玉県内のLPガス事故件数

| 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 計 | 計 | 本数件数 | 21 | 13 | 12 | 46 | 内、他工事 | 8 | 5 | 6 | 19 | ガス管損傷 (38.1%) (38.5%) (50.0%) (41.3%) | 令和元年度以降 | 埼玉県内で発生|

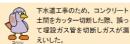
令和元年度以降、埼玉県内で発生したLPガス事故の内、約4割が他工事によるガス管損傷でした。

#### 他上手によるアメ管資揺の 1978 ませなままが明、後点前ではよん成工をごろのの対象が向まった。 水道工事、下が道工事 13件 剪定、草刈り、防草シート敷設 4件 その他(神物配体等) 2件

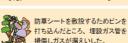


ガス管損傷を防ぐため、掘削工 事などを行われる際は、事前に LPガス販売会社(店)へお知ら せください。

#### ● 他工事によるガス管損傷の「事故事例」



水道管の交換工事のため、お客 様宅の駐車場を重機で掘削中、 埋設ガス管を損傷しガスが漏え



空き家の解体作業のため、 重機で掘削作業中に埋設 ガス管を損傷した。



埼玉県LPガス協会HPから ダウンロードすることができます。

http://saitamalpg.or.jp /publics/index/6/

#### Ⅲ:料金の透明化について

#### Ⅲ-1 ガス料金の公表状況について (令和4年3月31日現在)

		全 [	国 (提出率)	埼玉県	(提出率)
事業所数		19,927	<u> </u>	898	_
提出事	事業所数	18,498	(92. 8%)	860	(95. 8%)
		全 国 (	回答数比※)	埼玉県 回	答数比※)
<b>公料</b>	①ホームページ公表及び店頭掲示の両方	1,892	(10. 2%)	5 4	(6. 3%)
表金し	②ホームページ公表のみ	2,533	(13. 7%)	164	(19. 1%)
公表している	③店頭掲示のみ	13,090	(70. 8%)	6 4 2	(74. 7%)
る	合 計 (①+②+③)	17,515	(94. 7%)	860	(100. 0%)
④料金を公表してない又は未回答 983 (4.4%) O				(0.0%)	

※ 回答数比は提出事業所数に対する比率です。

令和3年度 需要開発推進運動等調査報告書(全国LPガス協会)より

埼玉県では、ガス料金の公表状況について、「料金を公表していない」と回答もしくは「未回答」の事業所に対して聞き取り調査を行い、全ての事業所において『料金を公表している』との回答をいただきました。

料金の公表について、引き続きご協力をお願いいたします。

#### Ⅲ-2 賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について

経済産業省石油流通課から

LPガス販売事業者への依頼(抜粋)

1. LPガスを現に供給している又は供給しようとしている賃貸集合住宅において、LPガス販売事業者名、連絡先、料金等の記載がある「LPガス料金表」などを、予め所有者又は不動産管理会社に情報提供する。

また、その後、料金に変更が生じた場合は、 遅滞なく変更後のLPガス料金表を提供する。

2. 賃貸集合住宅へ入居を希望する者、所有者又は不動産管理会社から、情報提供した料金について、問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること。

賃貸住宅関係団体へも、ガス料金等の提供を受けている場合には入居希望者へ情報提供するよう周知されています。

また、消費者団体等から消費者へも、賃貸集合住宅のガス料金等について周知されています。

契約後のトラブルなどを未然に防止するためにも、 契約の際はしっかりと契約内容の説明を受け自らも 契約内容を確認することが大切です。

アバートやマンションへの
は、・転居の際は素質と一緒に
LPガス料金も事前確認を!

「アバートやマンションへの
は、・転居の際は素質と一緒に
LPガス料金も事前確認を!

「アバートでストラントでは、
「ストラントでは、
「ストランドでは、
「ストラントでは、
「ストランドでは、
「ストラン

経産省からの依頼書等は、埼玉県LPガス協会HPからダウンロードできます。 (http://saitamalpg.or.jp/)

・令和3年6月1日以降にLPガスを供給している賃貸集合住宅における、 新たな入居者への情報提供について(令和4年3月31日現在)

	全 国		埼玉県	Ŗ
事業所数	19,927	_	898	_
① 提出事業所数	18,498	(92. 8%)	860	(95. 8%)
② 現在、賃貸集合住宅には供給していない。	3,561		108	
③ 賃貸集合住宅に供給している。 (①-②)	14,937		752	
<ul><li>④ 既に、新規入居者向けにLPガス料金の 情報提供を行っている。 (④/③) (1ヶ所以上に情報提供を行っていれば該当)</li></ul>	11,793	(78. 9%)	605	(80. 5%)
<ul> <li>⑤ 令和4年12月までに、新規入居者向けに LPガス料金の情報提供を行う予定である。 (⑤/③)</li> <li>(現在は行っていないが、1ヶ所以上に情報提供を行う予定があれば該当)</li> </ul>	2,671	(17. 9%)	113	(15. 0%)
合 計 (④+⑤)	14,464	(96. 8%)	718	(95. 5%)
⑥ 未回答	473	(3. 2%)	3 4	(4. 5%)

令和3年度 需要開発推進運動等調査報告書(全国LPガス協会)より

#### IV:その他

Ⅳ-1 液化石油ガス法における技術基準の性能規定化について

#### 2020年度 液化石油ガス販売事業者等保安対策指針(経済産業省)より抜粋

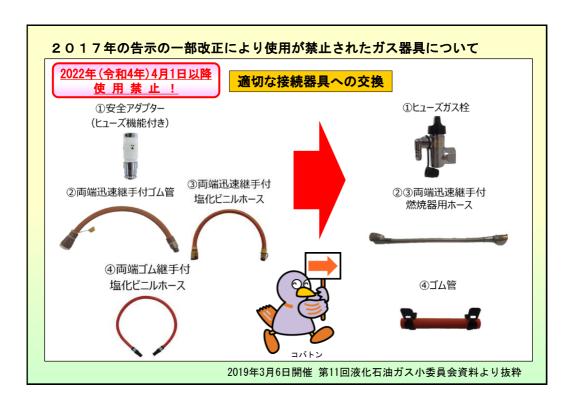
- 3. 事故防止対策 (2) 一般消費者等に起因する事故の防止対策 ②消費設備調査の推進
- (キ) LPガス販売事業者等は、「供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示」において、2017年の一部改正により使用が禁止された「安全アダプター」、「両端迅速継手付ゴム管」、「両端迅速継手付塩化ビニルホース」及び「両端ゴム継手付塩化ビニルホース」に関し、できる限り早期の撤去又は法令適合製品への取替えを一般消費者等に周知するとともに、告示における経過措置期間である2022年(令和4年)4月1日までに確実に同製品が使用されることのないよう適切に措置を講ずること。なお、両端迅速継手付ゴム管等は、ガスストーブでの使用など、冬季のみに使用されている

なお、両端迅速継手付ゴム管等は、ガスストープでの使用など、冬季のみに使用されている ケースがあることから、消費設備調査等の需要家接点の機会を捉え、一般消費者等に使用の実 態を確認することが望ましい。

【埼玉県内における事故の発生】令和3年3月、お客様がガスファンヒーターを使用中に移動したところ、機器のガス接続口からガスコードが抜け、ガスが漏えいし引火する事故が発生しました。 なお、使用していた接続具は、下記④「両端ゴム継手付塩化ビニルホース」でした。

- ※ 2022年(令和4年)4月1日以降は、使用禁止です。
  - ①「**安全アダプター (1995年頃)** 」 ※ ( ) 内は製造禁止となった年
  - ②「両端迅速継手付ゴム管(1999年頃)」
  - ③「両端迅速継手付塩化ビニルホース (1990年頃)」
  - ④「両端ゴム継手付塩化ビニルホース (1990年頃)」





#### 【質問事項と回答】

- Q 1 両端迅速継手付ゴム管の使用禁止に関して、現行のゴム管にソケットを後付して 使用している例は多数あるが、後付型も禁止されるのか?
- A 1 後付型は禁止されません。使用禁止となる主旨は既製品型が製造中止になってから20年以上経過しており、もし現在も流通していれば、危険性があると想定されることからと聞いております。

通常のゴム管にソケット等を後付して使用することは今後も問題ありません。

- Q2 4年検査の際に既製品の指摘を行う際、後付品との見分け方はあるのか?
- A2 使用禁止になる両端迅速継手付ゴム管は取り外しが出来ない構造になっています。



【使用可能な、ゴム管にカチット後付の写真】



2019年(令和元年) 全国LPガス協会資料より

#### Ⅳ-2 サイバー攻撃等に対する対策について

サイバー攻撃は手口が巧妙化しており、攻撃件数も今後更に増加することが懸念されています。 LPガスはお客様の軒下に在庫があるため、サイバー攻撃により直ちに供給が滞る可能性は低い と考えられますが、供給・保安システムへの影響やお客様情報流出の可能性があります。サイバー リスクを完全に排除することは困難ですが、必要な対策を講じられるようお願いいたします。

#### ◆主なサイバー攻撃及びお客様情報流出等

標的型メール攻撃:主にマルウエア\*付きの電子メールを用いて、特定の組織や個人を狙う攻撃

ランサムウエア : P C内のファイルを暗号化したり、P Cをロックしたりすることで業務継続を

困難にさせ、元に戻すことと引き換えに「身代金」を要求するマルウエア\*

サイト改ざん : 組織のウェブサイトに外部から侵入し、サイトの内容を書き換えてしまう DDoS攻撃 : 複数箇所から同時に大量の通信を送りつけ、ウェブサイトを利用できなくする

その他: PCやハンディ端末等の盗難・紛失、メールの誤送信、内部不正 など

\*:マルウエアとは、PCなどのデバイスに不利益をもたらす悪意あるソフトウェア等の総称です。 感染すると個人情報や機密情報が流出する可能性があり、他のデバイスにも感染が拡大します。

◆「ガス供給停止の予告」や「ガス料金のお支払い」など、ガス会社を装ったショート メールが不特定多数の電話番号宛に送られています。

架空請求の可能性があることから、お客様への注意喚起をお願いいたします。

 埼玉県警察ではフィッシングなどサイバー犯罪に関する注意喚起を行っています。 https://www.police.pref.saitama.lg.jp/c0070/kurashi/cyber-phishing.html



- ◆LPガス事業者賠償責任保険では情報流出等は補償されません。特約のご加入をお奨めいたします。
  - ・「個人情報漏えい賠償特約」(マイナンバー対応)
  - ・ 更に「サイバーオプション」(サイバーオプションのみの加入はできません。)

## お客様との信頼の絆は高品質の保安から

ご清聴、誠にありがとうございました。





コバトン

一般社団法人 埼玉県LPガス協会

### 3. 参考資料

- ① 業務用施設及び集合住宅に係るマイコンBに対する警報器 連動の運用について(平成4年2月27日付)・・・ P34
- ② 令和4年度 自主保安活動チェックシート集計結果 · P37
- ③「LPガス関係 被災状況報告」 ・・・・・・ P38
  - この報告書は、次のいずれかの場合にご提出ください。
  - 1. 震度5強以上の地震が発生した場合に、被害の有無に係らず必ず報告
  - 2. 上記以外の自然災害により、LPガスに関わる被害が判明した場合に報告 (地震、水害、台風、噴火等)

## 17. 業務用施設及び集合住宅に係るマイコンBに対する警報器連動の 運用について

平成4年2月27日付 通商産業省立地公害局保安課液化石油ガス保安対策室長発 高圧ガス保安協会会長宛

標記の件について、下記のとおりといたしますので、今後はこれにより貴会員へ周 知されるようお願いいたします。

記

従来、業務用施設及び集合住宅に係るマイコンBの警報器連動については、平成3年7月26日付け「業務用施設及び集合住宅に係る安全器具の設置について(運用)」に基づき、安易にマイコンBの機能の一部が停止されることのないよう、各都道府県LPガス協会が審査等を行い一定の条件を満たす場合について、確認を受けた旨のシールと専用アダプターを供給していたところである。

専用アダプターの使用については、今後とも新設等の業務用施設及び集合住宅において必要な場合があると考えられるので、平成3年7月26日付け文書の考え方に基づき当該措置を継続することとする。

ただし、各都道府県LPガス協会による審査については、廃止することとし、今後は、 販売事業者の責任において専用アダプターを取り付けるとともに同アダプターを取り 付けてある旨確認できるシールをメータに貼付することとする。

(参考)

平成3年7月26日

液化石油ガス保安担当課長 殿

通商産業省立地公害局保安課液化石油ガス保安対策室長

業務用施設及び集合住宅に係る安全器具の設置について(運用)

業務用施設及び集合住宅に係るLPガス安全器具の設置については、平成3年9月末日をもって100%を達成することとなっています。

しかしながら、最近、当該施設に係る安全器具の普及を図っていくうえで「LPガ

ス安全器具普及懇談会報告」(昭和61年5月) に示されたLPガスの施設ごとに設置すべきと決められた各種安全器具が、技術的要因等により設置し難い場合があることが問題となり、安全器具の普及100%達成に支障の生じる恐れが出てきております。

かかる状況に鑑み、支障の生じる恐れのある事例につき、その解決策等取扱いについて都道府県等関係者からの意見聴取に努めてまいったところでありますが、100%達成の期限もせまってきており、今回これら関係者の指摘を踏まえ、別紙の項目について、考え方を整理しましたので、今後はこれにより各事業者を指導されるようお願い致します。

#### (別紙)

#### 業務用施設及び集合住宅に係る安全機器の設置について

- 1. ガス漏れ警報器連動自動ガス遮断装置の遮断弁の設置位置について
  - (1) 考え方

遮断弁は、原則、屋外に設置することとする。ただし、微少漏えい検知機能 を有する機器が設置されている場合はこの限りでない。

#### (2) 理由

遮断弁が屋外にある場合、警報器が検知した屋内漏えい全てに対応でき、警報器設置数の増大により様々な部位からの漏えいに対応しうる。例えば、地下ピットを配管が通っている場合、同ピットに分離型警報器を設置すれば、ピットのガス溜まりを検知して遮断させることも可能となる。一方、遮断弁を屋内に設置した場合には、遮断弁上流の屋内配管からの漏えいにまったく対応できないことになる。こうしたことから、遮断弁の位置は原則、屋外とする。

ただし、(3) に示すように、屋外の遮断弁との警報器連動が実質上困難な場合には、遮断弁上流の配管漏えいを微少漏えい段階で検知し得ることを条件に屋内設置を認めることとするものである。

#### (3) ただし書きの具体例

配管工事が極めて困難である、又はユーザーが個別遮断を強く求める場合に、 配管分岐後に遮断弁(開発中の警報器連動コックを含む)を設置し、屋外に流 量検知式切替型漏えい検知装置等を設置する場合がこれに当たる。

#### (4) 運用

県協会(必要に応じ都道府県)に届けて確認を受けること。(各県協において実施する普及率調査においては、警報器連動自動ガス遮断装置の内訳として件数を明記することとしている。)

#### 2. マイコンBの警報器連動について

### (1) 考え方

- ① 屋内にコック・燃焼器がなく、屋内ガス漏えいがありえない場合であってマイコンBの設置を必要とする場合は、マイコンBに接続する警報器に替えて、専用のアダプターを接続して使用しても差し支えない。
- ② また、屋内にコック・燃焼器があるが、警報器が技術的要因等により連動できない場合にも、マイコンBの警報器連動自動ガス遮断機能を用いず、別途、屋内に警報器連動自動ガス遮断装置を設置することとしても差し支えない。

### (2) 運用

安易にマイコンBの機能の一部が停止されることがないよう、県協(必要に 応じ都道府県)が審査し、条件を満たす場合は、確認を受けた旨のシールと専 用のアダプターを供給する。

### 令和4年度自主保安活動チェックシート集計結果 埼玉県 【令和4年4月30日現在、令和4年10月20日集計】

	埼玉県	全国
申告書配布事業所数	885	19, 673
申告書回収事業所数	819	17, 857
回収率	92. 5%	90. 8%

	回収率		92.5%		90.8%	
_ I . 保安方針		14 T (8)	777 LE		77 JL	itte ste
項目 No. 1 保安体制・責任と権限の明確化		埼玉県	平均	王国	<u>平均</u>	備考
10. 1 外文件的 具住亡惟成公为惟旧	計画	1.5	点	1. 6	点	2点又は0点
① 保安確保の目標管理	実行	1. 3	点	1. 5	点	2点又は0点
	検討・評価	1.4	点	1. 4	点	2点又は0点
No. 2 安全機器等の設置の取組	設置推進	1.6	占	1.6	点	2点又は0点
① ガス警報器	設置率	0.6	点点	0.8	点	2点、1点又は0点
② 漏洩検知装置	設置推進	1.7	点	1. 7	点	2点又は0点
(C) // // // // // // // // // // // // //	設置率	1.3 0.9	点	1.4	点	2点、1点又は0点
③ 集中監視システムの導入	設置推進 導入率等	0. 9	点点	0. 8 0. 5	点点	2点又は0点 3点、2点、1点又は0点
④ 安全装置付きガスコンロ	サハナサ	1.0	点	1.0	点	1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置		0. 7	点	0.8	点	2点又は0点
⑥ ガス栓カバー等		1.7	点	1.4	点	2点又は0点
No. 3 予防保全(期限管理) ① 調整器、高低圧ホースの定期交換		1.4	点	1.6	点	2点又は0点
② 定期交換の管理		1.6	点	1.7	点	2点又は0点
③ 老朽化設備・機器の一掃		1. 7	点	1. 7	点	2点又は0点
合計		19. 2	点	19. 4	点	
Ⅱ. 保安管理体制		4	14	•	- IL	***
項目 No. 1 保安教育・資格取得		埼玉県	平均	全国	<u>平均</u>	備考
NO.   体女教育・具情教育  ① 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等		1.8	点	1. 7	点	3点、2点又は0点
No. 2 保安教育·資格取得			7111		7115	- MK - MK - 10.0 M
	体制整備等	1.5	点	1.6	点	2点又は0点
① 保安教育の実施	技術力向上指導 保安講習会参加	1. 4 1. 8	点	1. 4 1. 8	点点	2点又は0点 2点又は0点
	休女禑白云参加	2. 4	点点	2.4	点	3点、2点又は0点
No. 3 CO(一酸化炭素)中毒事故防止対	·策		, AN		////	OME EMPEROUN
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消		1. 9	点	1.8	点	2点又は0点
② 消費設備の保安啓発活動		1. 9	点	1. 9	点	2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への	交換	2. 2	点	2. 2	i i	3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知 ⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置		2. 0	点点	2. 0 1. 6	点点	3点又は0点 3点又は0点
No. 4 <b>配管図面</b>		1.4	从	1.0	从	はしに
① 配管図面の保管		1. 3	点	1.4	点	2点又は0点
No. 5 埋設管の管理						
① 経年埋設管の交換 ② 他工事業者による事故防止対策		1.3 1.9	点点	1. 2 1. 7	点点	2点又は0点 3点又は0点
(グ) 他工事来有による事成防止対象 合計		22. 9	点	22. 6	点	はいい人はいは
皿. 保安業務 (法定保安業務以外の自	主的な保安高度化の		7111	22. 0	7111	
項目		埼玉県	平均	全国	平均	備考
No. 1 自主的な保安高度化の取組						
① 法定期間内における供給設備点検頻度 ② 法定期間内における消費設備調査頻度		1. 9 1. 9	点	1. 8 1. 8	点点	2点又は0点
③ メータの異常表示の確認		1. 9	点点	1. 0	点	2点又は0点 2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査		2. 5	点	2. 4	点	3点又は0点
⑤ 軒先容器等の適切な管理		1.6	点	1.6	点	2点又は0点
⑥ 質量販売にかかる事故防止対策	カップリングの推 容器の引き取り	0. 4 0. 7	点	0. 4 0. 8	点点	1点又は0点
No. 2 消費者保安啓発活動	谷谷の引き取り	0. /	点	0. 0	从	1点又は0点
① 消費者への保安啓発活動		2. 5	点	2. 2	点	3点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への		1.5	点	1. 3	点	2点又は0点
③ 高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特	別な保安活動	1.0	点	0.9	点	2点又は0点
④ リコール対象品への対応 合計		1. 7 17. 5	点点	1. 6 16. 7	点点	2点又は0点
L 日 Ⅳ. 自然災害対策(災害対策への取組)		17.0	, ini	10.1	/mi	
項目		埼玉県	平均	全国	平均	備考
ガス放出防止型高圧ホース又はガス放出防止		1. 9	点	1. 7	点	2点又は0点
──器の設置	設置率	1.7	点	1.4	点	3点、2点、1点又は0点
② 容器流出に関する対策	推進状況	1.1	点	1.1	点	2点又は0点
③ 防災訓練の実施又は参加	管理·把握状況	0. 8 1. 2	点点	0. 8 1. 3	点点	1点又は0点 2点又は0点
④ 災害マニュアル、災害対策指針等の整備等		1. 3	点	1. 4	点	2点又は0点
⑤ ハザードマップの活用		1.4	点	1. 2	点	2点又は0点
⑥ 災害発生時の対応について		1.0	点	1.1	点	2点、1点又は0点
合計		10. 5	点	9. 9	点	
総合計(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ)						
		70.2	- 5	<b>68</b> 6	占	_

70.2 点 68.6 点

#### 【 LPガス販売事業者 → 埼玉県LPガス協会 】

この報告書は、次のいずれかの場合にご提出ください。

1. 震度5強以上の地震が発生した場合に、被害の有無に係らず必ずご報告ください。

(全国LPガス協会が要請した場合も同様)

2. 上記以外の自然災害(地震、水害、台風、噴火等)による、LPガスに関わる被害(1. 自社の被害、2. お客様のガス漏れ、漏えい爆発、漏えい火災、3. 容器の流出・埋没)が判明した場合にご報告ください。

報告書記入にあたっての注意事項

- 1. 第1報は被害状況の全てが把握できていなくても、判明している限りで出来る限り速やかにお願いします。
- 2. FAX・メールが使用不能の場合、電話で報告をお願いします。
- 3. 第1報後、新たに被害が判明した場合、または、前回の報告から数字が変更になった場合は出来る限り速やかに報告をお願いいたします。

埼玉県LPガス協会 宛	FAX: <b>048-823-2021</b> (TEL: 048-823-2020)
	E-mail: saitamalpg@smile.ocn.ne.jp

 支部
 販売店

 コード
 コード

事業者名、営業所等名 ※1
担当者氏名
電話番号

※1 複数の営業所等をあわせてご報告いただく場合は、対象の営業所等名を全てご記入ください。

LPガス関係 被災状況報告(第 1 · 2 · 3 · 4 · 5 ·( )報)

\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日現在

1. **自社の被害**(被害の有無に○をつけてください。有りの場合は概要を記載)

	· 日本の版目(版目 of fixile O e of fix で、 目 f o o m 目 t s M y e n 中 が							
	項目		被害の有無		<b>育無</b>	概要(被害の程度・詳細)		
_	人的	事業主の安否	無事	•	有事	死亡 ・ 負傷 ・ 行方不明		
Α	被害	従業員の安否	無事	•	有事	死亡者名、負傷者名、行方不明名		
В	事務所	の被害	無	•	有	倒半壊箇所、浸水箇所、( )箇所		
С	容器置	場・充填所	無	•	有	被害箇所箇所		
Е	車両		無	•	有	被害車輌台		
F	バルク	ローリー	該当なし	•	無 ・ 有	被害ローリー台		
D	LPガ	ススタンド	該当なし	•	無·有	被害箇所箇所		

- 2. お客様のガス漏れ、漏えい爆発、漏えい火災があった場合にご記入ください。(判明している限りで構いません。)
  - → 家屋倒壊や避難等により、供給復旧が見込めない場合は除く。
  - → **容器の流出・埋没によるものは除く。**(下記の「3. 容器の流出・埋没」にご記入ください。)
  - ・市町村ごとにお取りまとめのうえ、ご記入ください。

	市町村名	ガス漏れ、漏えい	ハ爆発火災の件数
	川町竹石	(これまでの累積)	内、 <b>未復旧</b> 件数
1		戸	戸 ※2
2		戸	戸 ※2
3		戸	戸 ※2
4		戸	戸 ※2
5		戸	戸 ※2

	市町村名	ガス漏れ、漏えい	爆発火災の件数
	111111111111111111111111111111111111111	(これまでの累積)	内、 <b>未復旧</b> 件数
6		戸	戸 ※2
7		戸	戸 ※2
8		戸	戸 ※2
9		戸	戸 ※2
10		戸	戸 <b>※2</b>

- ※2「未復旧の件数」が"ゼロ"になるまでご報告をお願いいたします。
- **3. 容器の流出・埋没があった場合にご記入ください。**(判明している限りで構いません)

	流出・埋没本数	内、 <b>累積</b> の回収本数
A:お客様に設置されていた容器の、流出・埋没本数	本	本
B: 充填所・貯蔵施設・容器置場等からの、流出・埋没本数	本	本